



NPO法人の資金調達を支援します

～ 神奈川県中小企業制度融資をご活用ください ～

融資実行までの流れ



融資のご相談

制度融資の利用は、事前に取扱金融機関に相談をすると、手続きが円滑になります。
取扱金融機関以外にも、相談ができる窓口があります。



取扱金融機関・主な相談窓口は、4ページへ
主な融資メニューは、2ページへ

融資のお申込み

必要書類をそろえ、取扱金融機関に融資を申し込みます。



取扱金融機関は、4ページへ
必要書類は県のウェブサイトで確認できます。



神奈川県 制度融資

検索

審査

金融機関及び神奈川県信用保証協会が、財務書類や事業計画などに基づいて審査を行います。



神奈川県信用保証協会とは、事業資金を借入れするときの「公的な保証人」となる公的機関です。

融資の実行

取扱金融機関から融資が実行されます。

神奈川県 産業労働局 金融課

2019年4月

借入のご相談：電話 (045) 210-5695



神奈川県 制度融資

検索

主な融資メニュー

★印のあるメニューは今年度新設又は拡充されています！

売上や利益減少にお困りの方へ

★売上・利益減少対策融資

対象者	最近3か月間若しくは6か月間の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している中小企業者等
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)
融資利率	1年超5年以内:年1.6%以内(固定金利) 1年超10年以内:年1.8%以内(固定金利)
信用保証料率	年0.45%~1.52%(県補助後の料率)

小規模な事業を営む方に

★小規模クイック融資

対象者	県内で1年以上同一事業を営んでいる、従業員数30人(卸売業・小売業・サービス業の場合は10人)以下の中小企業者及びNPO法人
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	4,000万円
融資期間	10年以内 (据置6か月以内を含む)
融資利率	1年以内:金融機関所定の固定金利 1年超5年以内: 年1.8%以内 5年超7年以内: 年2.0%以内 7年超10年以内: 年2.3%以内 (全融資期間で金融機関所定の変動金利も可)
信用保証料率	年0.45%~1.52%(県補助後の料率)

借換えをご検討される方に

★借換支援融資

対象者	県中小企業制度融資の保証付き融資の融資残高があり、当融資を利用した借換えにより、借換え前と比べて毎月の元金返済額が軽減される中小企業者等
資金使途	運転資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)
融資利率	年2.2%以内(固定金利)
信用保証料率	年0.45%~1.52%(県補助後の料率)
備考	所定の書類が必要です

上記以外にも、さまざまな融資メニューがあります。詳しくはウェブサイトをご覧ください。



神奈川県 制度融資

検索

神奈川県中小企業制度融資に関するQ&A

Q. 神奈川県中小企業制度融資とは何ですか。

A. 神奈川県、金融機関、神奈川県信用保証協会の三者が協調して、NPO法人や中小企業者の皆さまが県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援する制度です。

Q. どのようなNPO法人が利用できるのですか。

A. 県内のNPO法人であれば、ほとんどの方にご利用いただけます。
〔一部、金融・保険業、農林漁業などを営む方はご利用いただけない場合があります。〕

Q. どこに申し込めばよいですか。

A. 県内に本店・支店のある金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）で取り扱っています。お近くの金融機関の窓口にご相談・お申込みください。

Q. 融資を受けるまでの流れはどうなっていますか。

A. 必要な書類をそろえて金融機関にお申込みいただくと、その書類などをもとに、金融機関と神奈川県信用保証協会が審査を行います。審査が通ると、金融機関から融資が実行されます。

Q. 神奈川県信用保証協会とは何ですか。

A. 金融機関から事業資金を調達するときの「公的な保証人」となり、皆さまの資金調達をサポートする公的機関です。利用にあたっては、保証料が必要となります。

Q. これからNPO法人を設立しますが、設立費用に利用できますか。

A. 利用できません。すでに設立しているNPO法人の場合のみ、利用できます。

取扱金融機関

銀行

みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、横浜、第四、山梨中央、北陸、静岡、スルガ、阿波、東日本、東京スター、神奈川、大光、静岡中央

信用金庫

横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩、山梨

信用組合・政府系金融機関

ハナ、神奈川県歯科医師、横浜幸銀、横浜華銀、小田原第一、相愛、商工組合中央金庫

相談窓口

制度融資のご相談やお申込みは、上記の取扱金融機関で行っていますが、この他に以下の相談窓口もございます。

① 神奈川県金融課



(ウェブサイト：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>)
制度融資の融資メニューの紹介や事業資金の借入れ・資金繰り全般についてのご相談。

窓口	電話番号	担当区域
金融相談窓口	(045)210-5695	神奈川県全域

② 神奈川県信用保証協会 (ウェブサイト：<http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>)

信用保証のご利用に関するご相談。

窓口	電話番号	担当区域
営業部	(045)681-7178	横浜市(鶴見区を除く)
川崎支店	(044)222-7811	川崎市、横浜市鶴見区
小田原支店	(0465)23-0138	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横須賀支店	(046)822-3821	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
藤沢支店	(0466)23-0792	藤沢市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町
厚木支店	(046)221-0633	厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
相模原支店	(042)752-0575	相模原市